

## 山形大学紀要(農学)投稿規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学紀要(農学)(以下「紀要」という。)への投稿に関する必要事項を定めるものである。

(紀要の名称及び発行方法)

第2条 紀要の名称は、山形大学紀要(農学)[Bulletin of Yamagata University (Agricultural Science)]とする。

2 紀要は、毎年度1回山形大学学術機関リポジトリを通じて電子版で発行する。

3 紀要は、1号から4号をもって1巻とし通巻表示を併記する。

4 紀要の体裁は、A4判、横二段組とする。

(原稿の種類)

第3条 紀要に投稿できる原稿は、農林学及びその関連分野に関する原著論文、総説、資料及びその他委員会が適当と認めたもの(以下「論文等」という。)とする。なお、他誌との二重投稿は認めない。

(使用言語)

第4条 論文等に用いる言語は、日本語又は英語とする。

(投稿資格)

第5条 投稿資格を有する者は、原則として、山形大学(以下「本学」という。)の教職員とする。ただし、山形大学農学部図書館運営委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた本学教職員以外の者は投稿資格を有する。

2 前項ただし書の本学教職員以外の者は、次のとおりとする。

- (1) 本学を退職した者
- (2) 本学が委嘱する非常勤講師
- (3) 本学の大学院(岩手大学大学院連合農学研究科を含む。)学生・研究生
- (4) 本学の学部学生・研究生
- (5) 本学教職員との共同研究に係る論文等を投稿しようとする者

(原稿の作成)

第6条 論文等を投稿する者(以下「投稿者」という。)は、山形大学紀要(農学)原稿執筆要項により原稿を作成する。ただし、英語原稿、日本語原稿の英語表題及び英語要約については、事前に各専門分野のネイティブ・スピーカー又はそれに準ずる者の校閲を受けることが望ましい。

(原稿の制限)

第7条 筆頭の投稿者は、原則として、論文等の投稿を同一年度一編とする。

2 原稿の分量は、原則として、仕上がり頁数で図表等を含めて日本語原稿35頁、英語原稿21頁以内とする。

(原稿の提出)

第8条 原稿は、所定の日時まで、所定の投稿連絡票を添えて委員会に電子ファイルで提出する。

(原稿の審査)

第9条 論文等の原稿は、1編につき2名の審査員による審査を受ける。

2 投稿者は、原稿の不備又は修正の指摘があった場合、指摘事項について検討し、修正原稿及び指摘事項への対応を具体的に説明する回答書を委員会に提出する。

3 審査が終了した原稿は、体裁を統一するため委員会で修正することがある。

(掲載の可否)

第10条 掲載の可否は、審査結果に基づき委員会が決定する。

(校正)

第11条 校正は、原則として、再校まで投稿者による校正とし、誤字や脱字以外の訂正、変更、削除及び挿入を認めない。

(掲載の経費)

第12条 掲載に要する経費は、原則として、第7条第2項に定める制限頁以内であれば無料とする。ただし、掲載論文等数が多い等の理由により、当該年度の予算額が不足した場合は、掲載分量に応じて投稿者の負担とする。

2 第7条第2項に定める制限頁を超過した分の経費は、投稿者の負担とする。

(出版権の許諾)

第13条 掲載を許可された者は、本学に対し、当該論文等に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

2 掲載された論文等は全て電子化し、次の各号に掲げるウェブサイト等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(1) 山形大学学術機関リポジトリ

(2) AGROLib (農林水産文献ライブラリ)

(事務)

第14条 紀要に関する事務は、鶴岡キャンパス事務部学務課において遂行する。

附 則

この規程は、平成12年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月7日から施行し、8については平成18年7月1日から、9(3)については平成18年9月6日から、それぞれ適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 3 日から施行し、8 については平成 20 年 7 月 1 日から、9(3)については平成 20 年 4 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日)

この規程は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日)

この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日)

この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 16 日)

この規程は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 14 日)

この規程は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。